

**イタリア共和国**

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘴託書 (大使又は総領事あて 一大使又は総領事の管轄区域はVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、イタリア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはV) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘴託書 (管轄裁判所あてイタリア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4箇月	4箇月	先例なし
VI 大使、総領事の管轄区域	在イタリア日本国大使  在ミラノ日本国総領事	在ミラノ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域  ロンバルディア州、ピエモンテ州、リグリア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレントイーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ベネチア・ジュリア州、ベネト州、エミリア＝ロマーニャ州	
VII 中央当局	名 称 Ufficio unico degli ufficiali giudiziari presso la corte di appello di Roma 所在地 Ufficio Unico Ufficiali Giudiziari presso la Corte d'Appello di Roma Viale Giulio Cesare, 52 00192 ROMA		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路線で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。